

いわき市農業委員会第28回農地部会議事録

1 開催日時

平成29年10月20日（金）14時40分から15時40分

2 開催場所

いわき市文化センター 2階 第1会議室

3 出席者（20人）

(1) いわき市農業委員会農地部会（14人）

部会長 7番 蛭田 元起

部会長職務代理者 9番 高木 眞一

委員

1番	鈴木 克巳	6番	荒川 光弘	13番	草野 庄一
2番	木村 茂	8番	佐藤 好弘	14番	佐川 良平
3番	大竹 公治	10番	青木 泰榮	15番	草野 久仁昭
4番	長瀬 紘				
5番	飯高 敬一	12番	鈴木 ヒデ子		

(2) 事務局（6人）

黒川 政彦 事務局長

林 克伊 主任主査兼農地調整係長

近藤 一也 農地調整係 主査

宇佐見 剛 農地調整係 事務主任

石島 大輔 農地調整係 事務主任

西山 諒 農地調整係 事務主任

4 欠席者（1人）

11番 小野 勝彦

5 会議の概要

農地部会長
(以下、議長)

それでは、只今から第28回農地部会を開催いたします。
本日の通告欠席者は、11番 小野勝彦委員の1名であります。只今15名中、14名が出席しておりますので、本日の部会は「成立」しておりますことをご報告いたします。
次に、議事録署名人の選任でございますが、署名人2名を議長指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、指名いたします。
12番 鈴木ヒデ子委員、13番 草野庄一委員にお願いいたします。
それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、又前回開催されました農政振興部会の報告を事務局から説明をお願いします。

林係長

取下げ、訂正、追案等について説明いたします。
「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」において取下げが1件、訂正が1件ございます。
詳細につきましては議案説明の際、担当者から説明いたします。
外、取下げ、訂正、追案等はありません。

黒川局長

それでは事務局より、9月20日に開催されました第25回農政振興部会の審議結果についてご報告いたします。
「農地等の利用の最適化の推進に関する意見等」について、農政振興部会（案）として決議し、同日開催の第17回総会に上程することとしたところでございます。
農政振興部会の結果報告につきましては、以上でございます。

議長

それでは議事に入ります。
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。
今回、事務局にも精査させましたが、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際申し出て下さい。
それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
宇佐見主任	議案書の3ページをお開き願います。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。 1番、申請地、平、地目はすべて畑、面積は1,369㎡でございます。 権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。 外6件、7番までは売買による所有権の移転でございます。 続きまして、8番、申請地、小川町、地目は畑、面積は273㎡でございます。 権利移動事由は、交換による所有権の移転でございます。 続きまして、9番、申請地、平、地目は田、面積は540㎡でございます。 権利移動事由は、使用貸借権の設定でございます。 続きまして、10番、申請地、鹿島町、地目は田、面積は483㎡でございます。 権利移動事由は、賃借権の設定でございます。 外2件、12番までは賃借権の設定でございます。 今月の3条申請面積は、田8,518㎡、畑3,505㎡、合計12,023㎡です。 番号1番から12番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 説明は、以上です。
議 長	只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。 まず、平1区、お願いいたします。
4番長瀬委員	番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、平2区、お願いいたします。
10番青木委員	番号2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題

	はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、小名浜・常磐地区、お願いいたします。
14番佐川委員	番号 3、4、10、11、12番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、勿来地区、お願いいたします。
1 番鈴木委員	番号5番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。
8 番佐藤委員	番号6番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、遠野・田人地区、お願いいたします。
6 番荒川委員	番号7番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、事務局より、お願いいたします。
宇佐見主任	番号 8、9番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	只今の報告では、特に問題ないと判断されるところでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。 (意見なしの声)

議長	ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議長	ご異議なしと認め、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。 次に、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
近藤主査	では、議案第2号、農地法第4条第1項許可を説明いたします。 お手元に配布しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 1番、申請地、平、地目は田、転用面積408㎡でございます。 転用目的は、農業用施設敷地でございます。 事業の確実性についてですが、申請人は平成25年から、当該地を含む7筆の農地を購入し、果樹等の栽培を行っております。これまでは、農地転用の許可不要である200㎡以内の農業用施設として、資材保管用の倉庫と散布用貯水槽を設置しておりましたが、耕作機械等の保管庫は無く、雨ざらしの状態でした。そこで今回、工作機械等の保管用倉庫を建築し、保守保全を行いたいという案件であり、事業実施は確実であります。 2番、申請地、川部町、地目は田、転用面積1,008㎡でございます。 転用目的につきましては、資材置場でございます。 事業の確実性についてですが、申請人自身が行う建設事業に用いる足場板、パイプ等資材や擁壁等の建設資材を、錦町の外、市内数箇所に保管してきましたが、目が行き届かないため、盗難の被害の恐れなど、防犯上、不安があることから、自宅に接している農地を資材置場に転用する案件であり、事業実施は確実であります。 3番、申請地、小川町、地目は田、転用面積438.29㎡でございます。 転用目的につきましては、太陽光パネル設置用地でございます。 事業の確実性についてですが、申請地は傾斜地で農機具の搬入が不便なことに加え、水路からの灌漑利便も不良でありました。近年は、猪による被害も酷く、長期間休耕しておりました。そこで、こ

	の農地に太陽光発電を設置し、営農に代わる安定した収入源を確保したいという案件であり、事業実施は確実であります。 以上3件、田1,854.29㎡となりまして、合計もそのまま1,854.29㎡となります。説明は以上です。
議 長	只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。まず、平1区、お願いいたします。
4番長瀬委員	番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。
議 長	続いて、勿来地区、お願いいたします。
1番鈴木委員	番号2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。
議 長	続いて、小川・川前地区、お願いいたします。
13番草野委員	番号3番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。
議 長	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。 (意見なしの声)
議 長	ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認め、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定によ

る許可申請について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

石島主任

まず、一件取下げがございます。番号1番の案件ですが、申請地が市街化調整区域内にあり、転用申請と同時に市都市計画課へ開発許可申請をする必要がありましたが、その手続きを踏まえていないため、取下願いがあり、取下げとなりました。取下げに伴い、面積の計は田 4,627 m²、畑 1,588.4 m²となりまして合計は 6,215.4 m²となります。

次に一件訂正がございます。番号4番の譲受人の表記ですが、正しくは「齋藤」ではなく「齊藤」ですので修正をお願いします。

それでは農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

お手元に配布しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

番号2番、申請地、平、地目は畑、転用面積 289.52 m²でございます。権利移動事由は使用貸借権の設定でございます。転用目的は自己住宅敷地（分家住宅）でございます。

事業実施の確実性につきましては、申請人夫婦は、現在、小名浜の賃貸住宅で生活しておりますが、子供が産まれたこともあり、住宅が手狭になってきたことから、実家で所有している土地を借りて自己住宅を建築したいという案件であり、事業実施は確実であります。

番号3番、申請地、平、地目は畑、転用面積 452 m²でございます。権利移動事由は、贈与による所有権の移転でございます。転用目的は、居宅・倉庫建築であります。

事業実施の確実性につきましては、申請人は現在、小名浜地区の賃貸住宅で生活しておりますが、近年実家の父が病弱となり、農地の管理が困難になってきているところであります。そこで、実家で所有する農地の一部に住宅を建築し、営農の手助けをしていきたいという案件であり、事業実施は確実であります。

番号4番、申請地、錦町、地目は田、転用面積 90 m²でございます。権利移動事由は売買による所有権の移転でございます。転用目的は進入路でございます。

事業実施の確実性につきましては、平成 29 年 2 月までは錦町梅沢 4-2 を通行して自分の農地の出入りをしていましたが、平成 29 年 3 月に錦町梅沢 4-2 の土地沿いにコンクリート擁壁が建築され、自分の農地へ軽トラック、自走式草刈機、耕耘機、トラクター等の出入りができなくなってしまったことから、進入路を設ける案件であり、事業実施は確実であります。

番号 5 番、申請地、錦町、地目は田、転用面積 849 m²でございます。権利移動事由は賃借権の設定でございます。転用目的は太陽光発電パネル敷地でございます。

事業実施の確実性につきましては、譲受人が電力受給、福島復興再生の為、再生可能エネルギーの普及拡大と地球温暖化防止策の一助として太陽光発電事業に取り組み、現状の土地の有効的活用を考えて将来の福島の復興、雇用、産業の創出、地域社会に貢献したい案件であることから、事業実施は確実であります。

番号 6 番、申請地、四倉町、地目は田、転用面積 449 m²でございます。権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。転用目的は農家住宅であります。

事業実施の確実性につきましては、申請人は現在、平地区の賃貸住宅で生活しておりますが、申請地隣地に住んでいる実家の両親が高齢となり、農地の管理が困難になってきているところであります。そこで、実家で所有する農地の一部に農家住宅を建築し、両親とともに営農をしていきたいという案件であり、事業実施は確実であります。

番号 7 番、申請地、四倉町、地目は田、転用面積は 499 m²でございます。権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。転用目的は農家分家住宅であります。

事業実施の確実性につきましては、申請人は現在、申請地の隣接地である実家に家族 9 人で住んでおりますが、家屋及び駐車場が手狭になってきたため、実家近くに分家住宅を建築したいという案件であり、事業実施は確実であります。

番号 8 番、申請地、遠野町、地目は畑、転用面積は 233 m²でございます。権利移動事由は売買による所有権の移転でございます。転用目的は駐車場であります。

事業実施の確実性につきましては、譲受人の自宅敷地は狭く、これまで親戚等が訪ねてきた際に駐車場を確保することができておりませんでした。更に、現在は、自宅で父の介護をするようになり、日中、介護をしている姉の車、介護ヘルパーの車、訪問診療の車等、多い時で 5 台分を確保する必要があり、自宅敷地内に駐車場を確保

できておりません。今後、父の介護を続けていくためには、駐車場の確保が急務である案件であることから、事業実施は確実であります。

番号 9 番、申請地、遠野町、地目は田、転用面積は 1,304 m²でございます。権利移動事由は売買による所有権の移転でございます。転用目的は車両置場であります。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は遠野町滝地内において自動車板金塗装業及び古物商を営んでおります。現在借地している敷地は車両置場として狭いため、県道に路上駐車をしていたところ、たびたび関係官庁等による注意勧告を受けてきました。このような状況を解決する案件であることから、事業実施は確実であります。

番号 10 番、申請地、遠野町、地目は田、転用面積は 649 m²でございます。権利移動事由は売買による所有権の移転でございます。転用目的は車両置場であります。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は遠野町滝地内において自動車板金塗装業及び古物商を営んでおります。今までスクラップ置き場を確保していましたが、土地所有者に返還したため、自動車の解体等による中古部品、タイヤ・ホイル等の保管場所がなく、業務に支障が生じており、その問題を解決する案件であることから事業実施は確実であります。

番号 11 番、申請地、小川町、地目は田及び畑、転用面積は田が 287 m²、畑が 23 m²でございます。権利移動事由は、贈与による所有権の移転であります。転用目的は分家住宅敷地であります。

事業実施の確実性につきましては、申請人は現在、小名浜地区の賃貸住宅で生活しておりますが、住宅が手狭になってきたことから、実家で所有している土地を譲り受けて、分家住宅を建築し、実家の農業を手伝っていきたいという案件であり、事業実施は確実であります。

番号 12 番、申請地、鹿島町、地目は畑、転用面積は 379.35 m²でございます。権利移動事由は売買による所有権の移転であります。転用目的は駐車場及び資材置き場であります。

事業実施の確実性につきましては、現在、譲受人の自宅に自家用車用 2 台分の駐車スペースを確保していますが、将来、子世帯との同居に向け、子世帯の駐車スペースが不足となります。また、自宅庭で使用する園芸用の土、砂利、棚作成用の単管パイプ等の D I Y 資材の置場所もありません。自宅敷地外に当該スペースを確保する案件であり、事業実施は確実であります。

	番号 13 番については工事用仮設現場・事務所設置での一時転用案件、番号 14 番については工事用仮設用地での一時転用案件になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。 以上、13 件、面積は田 4,627 m²、 畑 1,588.4 m²となりまして合計は 6,215.4 m²となります。説明は以上です。
議 長	只今、事務局より、議案第 3 号について説明がありました。 ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。 まず、平 2 区、お願いいたします。
10 番青木委員	番号 2、3 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、小名浜・常磐地区、お願いいたします。
14 番佐川委員	番号 12 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、勿来地区、お願いいたします。
1 番鈴木委員	番号 4、5 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。
8 番佐藤委員	番号 6、7 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、遠野・田人地区、お願いいたします。
6 番荒川委員	番号 8、9、10 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。

議 長	続いて、小川・川前地区、お願いいたします。
13番草野委員	番号11番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、事務局よりお願いいたします。
石島主任	番号13、14番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。 (意見なしの声)
議 長	ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) ご異議なしと認め、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。 次に、「議案第4号 現況確認証明願いについて」事務局より説明をお願いします。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
西山主任	番号の1、申請土地は、四倉町でございます。 地目につきましては、公簿地目は畑、現況は山林でございます。 面積は816㎡でございます。 事由につきましては、申請地は平成9年頃より耕作を放棄したため山林化し、現在に至ったものであります。 以上1件、現況確認証明面積は、畑が816㎡、合計816㎡でございます。

	説明は以上でございます。
議 長	只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。 ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。 四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。
8 番佐藤委員	今回の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。 (意見なしの声) ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。 議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認め、「議案第4号 現況確認証明願いについて」原案のとおり可決いたします。 次に、「議案第5号 いわき市農用地利用集積計画について」事務局より説明をお願いします。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
西山主任	議案書14ページをお開き願います。 農用地利用集積計画第14号の内容について説明いたします。 第14号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。 実施地区は、平、勿来。 借り手1名、貸し手284名、対象筆数、田1,308筆、畑143筆、面積、田994,158㎡、畑66,484㎡となっております。 次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成29年度第14号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成29年10月31日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、平外1筆、現況地目、田、面積1,917㎡、外283件、詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、第14号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については、以上です。

議長 只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

（意見なしの声）

議長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（意義なしの声）

議長 ご異議なしと認め、「議案第5号 いわき市農用地利用集積計画について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」事務局より説明をお願いします。

林係長 （議案書朗読）

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任 議案書47ページをお開き願います。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画（案）について、

意見を求められたためお諮りするものです。

番号1番、土地の所在は、平外389筆、現況地目、田、及び畑、面積、田257,208㎡、畑31,153㎡、外10件、詳細につきましては、記載のとおりです。

なお、今回の農用地利用配分計画（案）は先ほど可決されました「議案第5号 いわき市農用地利用集積計画」に基づく配分計画の意見聴取となります。

これは、農地中間管理事業に関する交付金の申請のため、10月に農用地利用配分計画の意見の決定を行う必要があることから、いわき市農用地利用集積計画の可決と同月での農用地利用配分計画の意見の決定を、公社より依頼されたものです。

なお、農用地利用集積計画作成と農用地利用配分計画作成を並行して進めることについては、6月の農地部会で一度ご説明した通り、手続き上、問題はございません。

また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。

農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 只今、事務局より、議案第6号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(意義なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、「議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」原案のとおり可決いたします。

次に、「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
石島主任	議案書の 50 ページをお開き願います。 農地法第 4 条届出について、説明いたします。 番号 1 番、土地の所在地は泉、登記地目は畑、面積は 225 m²、転用目的は住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種低層住居専用地域、工事着工年月日は平成 29 年 10 月 1 日、受理年月日は平成 29 年 9 月 5 日でございます。 外 3 件ございました。 転用面積は、田 247 m²、畑 1,513.31 m²、合計 1,760.31 m²でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。
議 長	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、「報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
石島主任	議案書の 52 ページをお開き願います。 農地法第 5 条届出について、説明いたします。 番号 1 番、土地の所在地は小名浜、登記地目は畑、面積は 25 m²、転用目的は貸住宅地の拡張、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成 29 年 9 月 19 日、受理年月日は平成 29 年 9 月 5 日でございます。 外 24 件ございました。 転用面積は、田 7,155 m²、畑 4,850.97 m²、合計 12,005.97 m²でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。
議 長	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、「報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局より説明を願います。

林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
宇佐見主任	議案書の 59 ページをお開き願います。 報告第 3 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知について説明いたします。 1 番、所在地は平、現況地目はすべて田、面積は12,582㎡でございます。 土地の引渡し時期は平成29年 9 月21日でございます。 外19件、田が37,070㎡、畑が994㎡、合計面積は38,064㎡でございます。 以上、農地法第18条第 6 項の規定により合意解約の通知がありましたので報告いたします。
議 長	以上、事務局説明のとおり、合意解約でありますので、ご承知願います。 次に、「報告第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」事務局より説明を願います。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
西山主任	それでは、議案書の64ページをお開き願います。 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、ご説明いたします。 9 月中には 1 件の証明願がありました。 面積は、田4,882㎡、畑964㎡、合計5,846㎡になります。 審査の結果、租税特別措置法第70条の 6 第 1 項に規定する適格者であると判断し、証明書を交付いたしました。 以上につきまして、事務局長が専決処分致しましたので、ご報告致します。
議 長	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、皆様から、その他について何かございませんか。
4 番長瀬委員	太陽光発電設備への農地転用については、どういう基準で許可不

	許可となるのか。
近藤主査	第1種農地については、太陽光発電設備についての例外規定がないため、転用は原則認められません。第2種、第3種農地については農地の周辺状況を確認し、農地の分断・蚕食等がなく、周辺農地への営農に支障が無ければ、原則許可しております。 また、営農型太陽光発電については農地区分とは関係なく、周辺農地への営農に支障が無いこと等が認められれば許可としておりますが、いわき市内では2例のみとなっております。 なお、農振農用地区域においては、太陽光発電設備の設置が除外要件になっておりませんので、転用不可となります。
6 番荒川委員	これまで宅地等の地目の土地を農用地に変更した案件はありますか。
黒川局長	農地法の趣旨は農地の保全にあるため、宅地や雑種地を農地に変更するといった案件は取り扱っておりません。農地法上は現況で農地であるかどうか判断しております。いったん農地として認定された場合、農地以外の用途に転用するためには規制がかかります。
6 番荒川委員	宅地造成したものの、宅地の需要がなく、もう一度農地に戻そうとした場合、固定資産税額がだいぶ違ってくると思うのですが。
黒川局長	ワンシーズンだけ家庭菜園のように土地を使用しても、農地として認めることは無く、ある程度の継続性をもって数年間の使用が確認できれば農地として認めています。税金が安いという理由で地目を農地として認めてほしいと言われても農地として認めることはありません。
5 番飯高委員	太陽光発電敷地が増えてくると農地の移動、活用について問題が出てくるのではないかと。
黒川局長	2～3年に一度、電気の買い取り制度の買い取り金額が変わっています。おととしくらいに買い取り金額が大幅に下がっており、業者側には来年も買い取り金額が下がるという情報が入っているようです。 今年度駆け込みで認可をもらえると、事業開始が来年度であっても今年度の金額で電力を引き取ってもらえるようです。これまでは

会津地方において設置が先行しておりましたが、設置できる土地が無くなってきていることから、原発事故関係で土地の動きが遅れていた相双地区やいわき地区に太陽光発電関係の業者がなだれこんできています。

業者の広告を見ると、道路から近くて車両が入りやすい等の条件が良い土地を探しているようです。そういった条件の良い土地がなくなるといわき市内も会津等と同じく、太陽光発電設備の申請数が減少することが予想されることから、今年、来年あたりが申請のピークになるものと思われます。また、事業者の中には電気の買取価格とマッチングがいかなくて事業が成立せず、申請を取りやめる等の事態も発生すると思います。

これらの事情から、ここ1～2年のいわき市内の状況を見極めて対応して参りますが、個別の対応は難しいことから、農振農用地区域や都市計画区域の見直し等で対応していくことになるかと思えます。

5 番飯高委員

太陽光パネルが設置されている場所は日当たりが良い土地です。市街地内に太陽光パネルが設置されることについては反射光等の問題が発生してくると思うのですが。

黒川局長

太陽光パネルの反射光については農地法と別問題なので、事業者さんが地元の方と協議等をして対応すべきと思います。

いわき市内ではそういったトラブルはあまり聞いたことはありませんが、今後、太陽光パネルの設置が進んで、トラブルが出た場合は農業委員会以外の部署で対応するべきと考えています。

13 番草野委員

議案第5号に関して、1筆だけ貸借期間が5年のものがあるのは何故ですか。

西山主任

当該案件は共有名義の農地ですが、農地の貸借に関して権利者全員の同意を得る事ができなかったものです。

権利者の過半数の同意により貸借は可能ですが、全員の同意が得られない場合は、貸借期間が最長5年となるため、1筆だけ貸借期間が異なるものとなっています。

議 長

それでは、本日の審議等は、全て終了いたしましたので、第28回農地部会は、これをもって閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。